

「第3期三次市農業振興プラン(案)」に関するご意見とそれに対する三次市の考え方

令和8年6月10日

部署名:産業振興部農政課

「第3期三次市農業振興プラン(案)」について、令和8年5月2日から令和8年5月26日まで、三次市のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、3通(延べ14件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回、ご意見をお寄せいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン作成過程において、関連産業や県、JA 等との調整が不十分な印象を受ける。関係者を巻き込んだ運営組織を形成し、実効性を担保した施策展開が必要である。 ・単に補助事業を羅列するだけのプランではなく、各産業界の参画を得た具体的な「施策目標の実施」に重きを置くべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本プランの策定にあたっては、農業者へのアンケートや関係機関との協議を経て作成しておりますが、より実効性のある施策とするため、関係者が一体となった推進体制が必要であると考えています。 ・市・県・JA で組織する各種チーム(新規就農、担い手、果樹・園芸、みよし和牛等)を通じたほ場巡回や課題共有を図り、現場の声に即した支援につなげていきます。 本プランは、補助事業の実施を目的とするのではなく、農業経営の自立と産業としての持続的発展を目指すものです。今後も、関係機関と連携した「実行力のある推進体制」の構築に努めます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画とも連動した、市独自の管理体制を構築するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳は、農業委員会において、整理されていますが、地域計画においては、農地台帳をもとに意向調査を実施し、協議の場において、作成をしているため、農業委員会と連携し、随時、見直し等を行っていきます。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の定着状況が、不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本プランにおける新規就農者とは、市が認定した認定新規就農者であり、認定新規就農者(認定期間5年間)の定着状況としては、累計42名中40名が、現在、継続就農されています。多くは、Iターン、Uターン者の方で、農地のマッチング、定住や地域農業の活性化に繋がっています。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模水稻生産者への機械導入支援が、耕作放棄の抑制に寄与しているか疑問である。 ・果樹・花き(小菊)の補助要件が厳しく、既存生産者が活用しにくい。 ・新規就農者数は「就農5年経過時点」での生存率を指標に含めること。 ・機械導入支援は中古品も対象にするなど、実利にかなった柔軟な運用へ変更すること。 ・補助事業の要件(面積要件等)を、実態に合わせて緩和・多様化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模水稻生産者の多くは、機械更新時に離農される場合も多く、現在、機械等の物価が高騰していることもあり、機械更新時の負担を軽減し、離農を防ぐことを目的に、今年度から本事業を開始しています。今後、申請状況等を見極め、見直しや改善を行います。 ・果樹・花き生産振興支援事業の要件となっている規模拡大に関しては、他の補助事業も同様に施設整備や機械購入については、既存施設や機械の更新ではなく、新規や規模を拡大する場合に対して、補助しています。また、更新時等に全ての事業に対して、補助することは、財政的に困難な状況です。なお、小規模農家の方が、菊など産直へ出荷をされている場合、「三次市地産地消応援事業補助事業」の対象になる場合がありますので、活用をご検討ください。 ・新規就農者の就農5年経過時点での就農率を指標とすることについては、今後の業務の参考とさせていただきます。 ・中古機械については、機械の状態や耐用年数、故障した場合等の対応(補償期間等)が不明瞭のため、補助対象としていません。 ・各種補助事業の要件については、申請状況や実態等を踏まえ、適宜、見直しや改善を行っていきます。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「～を検討します」といった抽象的な表現が多く、行政として「作成＝達成」とみなされる懸念がある。 ・成果目標が曖昧になる「検討します」という言葉を極力避け、具体的な行動指針を記述すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン策定の各段階で、市民の皆様理解して頂きやすい表現となるよう、努めます。なお、「検討します」の表現は、一部を除き、極力使用しないこととします。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・40ページ以上ある振興プランを読むのは、負担となるため、AIによる説明動画の作成・活用など、アクセシビリティの向上を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提案につきましては、市全般の計画等に係ることや、現在の市のシステムでは困難であるため、今後の業務の参考とさせていただきます。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
6	<p>・農業版BCPについて、策定主体や対象(特に小規模農家のカバー有無)を明確にすべき。</p> <p>・新規就農目標について、令和8年度研修生0人の現状で目標達成は可能なのか。また、過去の課題に対する再構築の内容と、他市と比較した際の施策の優位性は何か。</p> <p>・トレッタみよしや給食への納品は、現状では収益的に販路とは言い難い。小規模農家を「生産力強化」ではなく「農地・里山維持の担い手」として再定義する戦略が必要ではないか。</p>	<p>・農業版BCPについては、規模に関係なく、認定農業者、認定新規就農者等の担い手を対象としています。</p> <p>・(株)JAアグリ三次の研修生のみでなく、親元継承者等も含めた、数値を目標値としており、目標達成に向け、事業等支援策を展開していきます。なお、地域おこし協力隊を活用した、研修生の募集については、JA等関係機関と連携し、就農フェアへの参加やホームページ等の周知により、研修生の確保に取り組んでいます。一方で、全国的に独立就農をめざす新規就農者は、人手不足による他産業との競合や資材費等の高騰により、就農環境が一段と厳しさを増し、減少している状況であり、令和8年度の(株)JAアグリ三次の研修生の応募は、ありませんでした。</p> <p>・新規就農者支援策については、本市は令和2年度から地域おこし協力隊の活用をはじめ、座学や実施研修の充実、農地の確保、各種市補助事業や市・JA・県で構成する新規就農支援チームによる営農計画書の作成や補助申請等の支援等、他市町にはない支援もあり、優位性は高いと考えています。研修生から本市を選んだ理由として、他市町より支援制度が、充実しているなどの評価を得ています。</p> <p>・小規模農家等、多様な担い手については、「生産力強化」の位置づけではなく、これまでも、中山間地域農業・集落の維持・発展に必要な担い手として、位置づけています。今後、益々多様な担い手の重要性は、高まるものと考えています。</p>
7	<p>・アスパラガスについて、令和12年度目標が、令和7年度とほぼ同じであるのはなぜか。生産拡大への意欲が感じられない。</p>	<p>・アスパラガスの目標数値は、離農者の増加傾向を考慮しつつ、新規就農者の育成・確保による「産地の維持・拡大」をめざし算出したものです。高齢化による離農が最大の要因ですが、引き続き、新規就農者の育成・確保が最優先課題と捉えています。</p>

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・振興作物について、販売目標額が明記されていないのはなぜか。 ・第2期プランの目標が未達に終わったが、反省を活かして、より踏み込んだ支援策が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売目標額の記載については、販売経路が多岐にわたり(JA 系統出荷、個人販売等)、正確な販売額の全容把握が困難である現状を鑑み、今後はより実態を反映しやすい「生産者数(担い手)」を主な指標として、設定したものです。 ・第2期の成果と課題を踏まえ、地域おこし協力隊制度等を活用した担い手の育成・確保や市・JA・県で構成する「果樹・園芸チーム」と連携し、最新技術の普及とスマート農業への転換などを支援し、アスパラガス産地の維持・発展に取り組んでいきます。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスの「自力施工」は、現場の実態とかけ離れており、資材高騰の抜本的な解決策にはならないのではないか。反収向上を目指すには、効率的な栽培環境(施設)が不可欠であり、中古施設で目標達成が可能か疑問である。 ・農家を直接支援するような、農政予算配分の見直しが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者への支援において、初期投資の抑制は経営継続の要です。ハウスの自力施工や、中古資材の活用の推進は、経営の効率化や生産性向上を目的とする施策の一つとして、今後、導入を検討するものです。 これらが、資材高騰への抜本的な解決策ではないことは承知していますが、施設整備が高騰している中で、選択肢の一つとして有効であると捉えています。 ・資材高騰対策や、高温・獣害対策といった生産現場の切実な課題に対して、効果的な支援ができるよう、予算の精査と施策・事業の立案を図ります。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻の需要に応じた生産は、インフラ的に不可能である。市主導でのガイドライン策定と、JA との連携による余剰米の販売体制が必要であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、水稻の生産については、県から示された目標数量に基づき、市、JA 等で組織する三次市農業振興協議会(事務局:農政課)において需要に応じた生産に取り組んでおり、目標数量に沿った生産を維持しています。ガイドライン等の策定については、集荷事業者であるJA等を中心に事業を展開されており、市主導での策定やJA との連携による余剰米の販売体制については、考えていません。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・高温耐性品種への切り替えに向けた、支援が必要である。 ・実効性のある「農作業委託への支援」を拡充して欲しい。 ・みよし和牛ブランド化をさらに推進するため、PR イベントの強化や、生産者の顔が見えるような情報発信を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高温耐性品種への転換の推進については、転換する品種の需要動向などを見極めながら、種子の増産などの課題解決に向け、JAを中心に三次市農業振興協議会において、取り組んでいく必要があると考えています。 ・草刈りや水稻の防除、追肥等による支援については、本プランにおいても重要な施策として位置づけており、農作業を受託する支援組織や事業者の設立支援等、先進地の調査・研究を進め、小規模農家の作業負担の軽減と、経営の効率化を図っていきたいと考えています。 ・みよし和牛については、認知度向上と地産地消の推進に向け、令和7年度に決定した認証マークを活用し、シールやのぼり、パンフレット等を作成します。また、市内飲食店による取扱店を増やすなど、市、JA、県で構成するみよし和牛チームや三次和牛改良組合と連携し、取り組みます。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店や小規模な地産地消の場だけでなく、スーパー等への本格的な販路開拓支援が必要である。 ・起業・事業展開の助言や、ブランド化に向けた戦略として、付加価値を高めるための実効性ある指導を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食や直売所等への出荷に加え、販売力のあるスーパー等への販路拡大も、収益を向上させるために重要であると認識しています。新たな販路開拓につながるよう、量販店等のニーズに応じた安定供給に向け、調査等を行います。 ・経営支援については、県農業技術指導所をはじめ、JA、商工関係団体等の外部の関係機関と連携しながら、幅広い視点での支援を考えていきます。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策について、補助員の推進には賛成である。地域外転入者への教育も進めて欲しい。 ・捕獲報奨金について、猟期外の無償協力や、猟期中の低額な報奨金は、納得しがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が協力して餌やりや見回りを行う、「捕獲補助員」の推進も含め、研修会を開催する等、引き続き、地域ぐるみによる捕獲を推進します。 ・個人駆除に対する補助については、様々な課題があるため、地域において、中山間地域等直接支払交付金等を有効活用していただくよう考えています。

番号	ご意見の概要	三次市の考え方
12	・地域計画や畑地化促進事業に関し、現状の説明が不足している。	・地域計画は、令和6年度に策定し、令和7年度から随時、見直しを行っています。地域計画のブラッシュアップについて、まずは重点地区や協議の場を設け、話し合いを進めたい地域を中心に、行うこととしています。 ・国の畑地化促進事業については、制度開始以来、窓口である三次市農業振興協議会において、農業者の方の対し、国の募集時に、随時、事業内容や申請方法等について、周知や相談を行っています。
13	・生姜やかつての菊、養蜂など、すでに三次市で強みを持つ品目(トップを走る産品)を伸ばす支援も重要ではないか。	・振興作物に位置付けている品目に限らず、意欲的に生産拡大に取り組まれている産品については、みよしブランド認定によるパンフレットや市ホームページによるPR、6次産品化支援事業等による支援を行っています。また、農政課に限らず、他の部署の補助事業等も、活用が出来る場合もありますので、ご相談ください。
14	・薬用作物の新たな栽培品目として「ミョウガ」を取り入れては。	・本市では現在、販売先が確保されている「ヒロハセネガ」と「カノコソウ」を重点品目として位置付けており、まずは、これら2品目の安定生産と生産面積の拡大に注力しているところです。 その他の品目につきましては、製薬会社等からのニーズをはじめ、本市の気候や土壌といった栽培条件への適応性、生産者の収益性などを総合的に考慮しながら、導入の可能性について、引き続き調査・研究を行っていきます。

<連絡先>

部署名：三次市産業振興部農政課

住 所：三次市十日市中二丁目8番1号

電 話：0824-62-6164

ファックス：0824-64-0172

電子メール：nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp